

新規事業採択時評価結果一覧 (平成25年8月末現在)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
		事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
湘南海上保安署 関東地方整備局	3.5	125 点	100 点	121 点	耐津波性能の不足、狭あい、分散、借用返還を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)
奈良地方気象台 近畿地方整備局	5.3	120 点	100 点	146 点	耐震性の不足、老朽、狭あい、分散を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)
串本海上保安署 近畿地方整備局	3.5	115 点	100 点	121 点	耐津波性能の不足、老朽、狭あいを解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）
 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
 （採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価		担当課 (担当課長名)
		事業計画の必要性	事業計画の合理性	
大型巡視船（PL型） 建造（6隻） 海上保安庁	356			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 山崎 壽久)
中型巡視船（PM型） 建造（4隻） 海上保安庁	144			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 山崎 壽久)

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
		事業計画の必要性	事業計画の合理性	事業計画の効果	その他	
石垣海上保安部の施設 整備 (専用棧橋の整備) 海上保安庁	34.5	100 点	100 点	110 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために必要な「専用棧橋」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)
石垣海上保安部の施設 整備 (船艇用品庫の整備) 海上保安庁	7.6	100 点	100 点	110 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために必要な「船艇用品庫」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)
石垣海上保安部の施設 整備 (宿舎の整備) 海上保安庁	49.5	100 点	100 点	121 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船の運航に携わる乗組員等の「宿舎」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
		事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	その他	
海上保安学校の施設整備 (仮設寮及び仮設厚生棟の整備) 海上保安庁	7.9	100 点	100 点	121 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために新たに必要となる乗組員等を確保・養成することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)

- ・ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・ 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
- ・ 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上